

千里中央地区都市再生安全確保計画 概要版（案）

平成〇年〇月〇日作成

千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

1. 千里中央地区における安全の確保に関する基本的な方針

1.1 都市再生安全確保計画の意義・目標

- ・北大阪急行線延伸の開業予定である平成32年(2020年度)の千里中央まちびらきに向けて、安全・安心の確保に向けた防災・減災の取り組みの推進の具体策として、関係機関が協力して安全確保計画を策定
- ・「人的被害の抑制」、「立地企業の事業継続の確保」を図るため災害対応策の整備に取組み、災害に強い安全・安心なまちとしてブランド力を高め、競争力強化につなげることをめざす。
- ・今後見込まれる施設更新等に併せた災害対策機能の強化を図り、必要に応じて見直しを行い計画の充実を図る。

1.2 都市再生安全確保計画の作成および実施体制

都市再生安全確保計画の作成主体は、千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

実施主体は千里中央地区活性化協議会とエリアマネジメント部会を中心とし、府市、地域内事業者やライフライン事業者等と連携

1.3 地域における被害の検討

想定する災害

想定する災害として上町断層帯地震（直下型）を採用し、帰宅困難者が少なくとも1晩留まる状況を想定。建物被害は新耐震基準を満足していない全ての建物が倒壊すると想定。

想定する災害：上町断層帯地震（直下型）

- ・発生確率※ 2～3% （※発生確率：今後30年以内に発生する確率）
- ・震度6強
- ・建物被害20%

災害時に発生する事象と対策の方向性

(1) 一時退避場所に係る検証

- ・全ての滞在者が建物外に一時避難する場合：平日で約21,700人（休日で約20,100人）
- ・新耐震基準の建物等の在館者が建物内に待機する場合：平日で約4,300人（休日で約4,000人）
- ・在館者を極力館内に留め、一時退避者数の抑制に努めることが必要

(2) 退避施設に係る検証

- ・新耐震基準の建物等の従業者が、建物内に待機しない場合：平日で約3,500人（休日で約2,000人）
- ・新耐震基準の建物等の従業者が建物内に待機する場合：平日で約2,000人（休日で約1,800人）
- ・約2,000人を収容するために必要となるスペースは約3,000m²（1.5m²/人）

(3) 防災備蓄物資に係る検証

- ・各企業が建物内に待機した帰宅困難な従業員用の備蓄を更に進める
- ・帰宅困難者用に、地域内の食料品売場やコンビニ等における食材・物資のストック活用等の検討

2. 滞在者等の安全の確保を図るための事業等

2.1 都市再生安全確保施設の整備及び管理（法第19条の13第2項第二号及び第三号関係）

施設に関する事項			事業に関する事項			管理に関する事項			
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業の内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間
1	千里東町公園	一時退避場所	豊中市	同左	公園	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
2	千里西町公園	一時退避場所	豊中市	同左	公園	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
3	新御堂筋アンダーパス	避難経路	大阪府	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
4	千里橋	避難経路	豊中市	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30

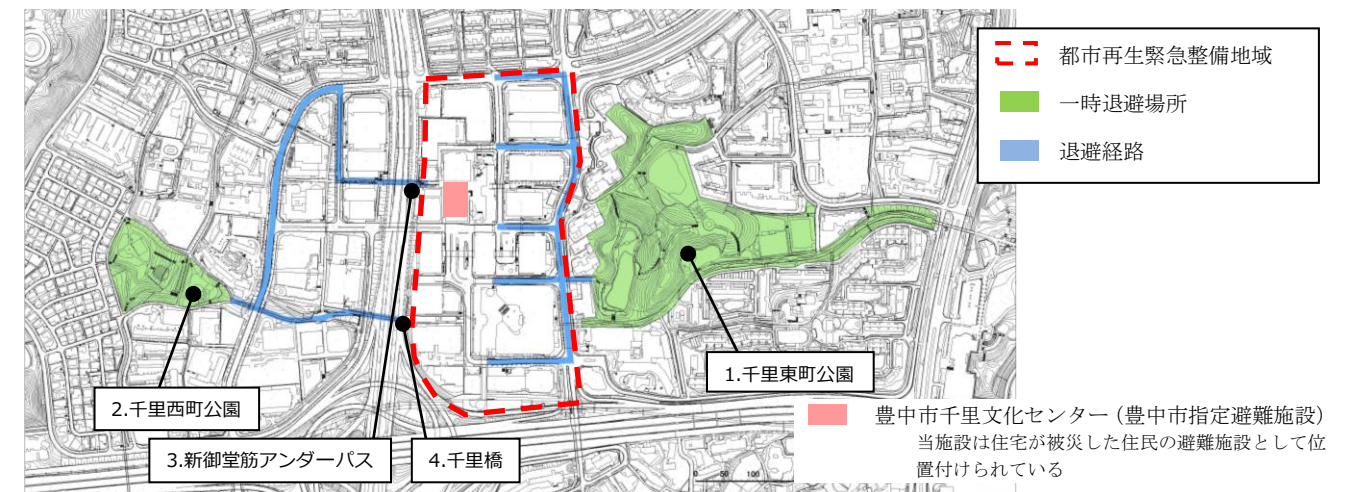


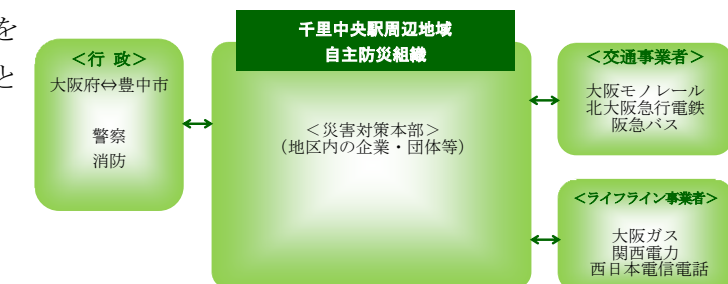
図1 都市再生安全確保施設

2.2 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業（法第19条の13第2項第四号関係）

建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

2.3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第19条の13第2項第五号関係）

緊急整備協議会を構成する機関との連携を図りながら、地域内の企業や団体を中心とした自主防災組織の組成をめざす。



2.4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第19条の13第2項第六号関係）

地域ルール、対策マニュアル等の整備

情報伝達・共有、退避施設・備蓄倉庫の運営などの地域ルール、対策マニュアル等の整備を検討する。

防災訓練の実施

地域内の企業・団体等が連携した防災訓練（建物の安全確認・情報伝達等の図上訓練／実地訓練）等を実施する。

3. その他防災性の向上のために必要な事項

平時の活動として訓練や各種会議を定期的に行い、関係者が無理なく取り組める対策を着実に実行しながら、防災力強化等に向けた取り組みを継続する。